

藤枝市介護予防・日常生活支援総合事業サービス 報酬算定についてのQ&A

(令和4年2月16日現在)

質問項目	質問内容	回答
1	月途中の週における利用回数の変更	緩和基準訪問・通所型サービスにおいて、月の途中に同一サービス内で週における利用回数を変更した場合の算定方法 各々日割りで算定する。ただし、週における回数の変更については適切なケアマネジメントを実施した結果によるものとする。
2	月途中での生活保護の適用について	第1号被保険者の利用者が月の途中で生活保護を開始又は廃止された場合の報酬算定の取り扱い 日割りで算定する。 月定額報酬において、日割り請求ができないものについても介護扶助の対象となる。
3	同一建物減算対象者の月途中のサービス利用時の算定について	国基準相当通所型サービス利用者で、同一建物減算の対象者で月途中のサービス利用があった場合。 サービスの基本単価は1日あたりの単価があるが、同一建物減算においては月単位の単価のみであるため、総単位数において減算のマイナス分が上回るが算定の取り扱いはどうなるか。 既定の算定構造どおり、サービス費は日割り、同一建物減算は月単位の単価を適用する。基本サービス費に各種加算減算を加えた1月当たりの各サービス種類の総単位数がゼロとなるまで減算し、マイナスが上回る分はゼロとして請求しない。(参考:平成27年度介護報酬改定に関するQ&A Vol.2 問24)
4 介護予防ケアマネジメント委託連携加算について	介護予防ケアマネジメントについて、指定居宅介護支援事業所に委託した。その後、何らかの事情で指定居宅介護支援事業所の変更を行う場合、変更先の事業所に委託連携加算の算定は可能か。	算定可 委託連携加算は適切な情報連携等を評価する単位加算である。 そのため、厚労省が別に定めるところ※ ①必要な情報を居宅介護支援事業所に提供し、 ②居宅介護支援事業所における介護予防サービス計画書の作成等に協力した場合、 適切な情報連携等がされているものとして算定するものとする(ケアマネが変わった「だけ」や、契約を変更した「だけ」では算定要件は満たさないと考えられる)。 ※介護保険最新情報Vol.944(令和3年3月19日)、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について 第2の11の(2)
	「委託先事業所が変更、ケアマネは(移籍等で)変更なし。」「包括(委託元)が変更される場合(委託先事業所及びケアマネ変更なし)」の場合の委託連携加算算定の可否	いずれも同じく厚労省の定める算定要件どおりの実施として、契約から改め、ケアプラン等を一連の流れに沿って作成(変更)されること、作成(変更)にあたっての協力及び必要な情報を居宅介護支援事業所に提供がされているれば算定は可とする。 「包括(委託元)が変更される場合(委託先事業所及びケアマネ変更なし)」については算定要件を満たす実施となることが想定されにくいため、算定においては御注意ください。
	委託先の居宅介護支援事業所の運営会社の変更等により、事業所番号が変更となった場合は新たな委託という扱いで再度委託連携加算の算定が可能か	算定不可 運営会社変更があったとしても実態として委託状態は継続しており、適切な情報連携を行っているとはいえないため。
	要支援→要介護→要支援となったケースにおいて、同じ居宅介護支援事業所だった場合、2度目の要支援で算定が可能か	算定可 算定要件上、「初回に限り、所定単位数を算定する」とあり、居宅介護支援事業者の観点では、同一事業者が行っているものの、本来介護予防ケアマネジメント業務をする地域包括支援センターから考えた場合、要介護となつた時点で業務(委託)は一度終了している。そのため、2度目の要支援の時点で委託する際は、「初回」となるため算定が可能。 ただし、2度目の委託時には、居宅介護支援事業所の利用者情報の把握の多寡にかかわらず、適切な情報連携ができる必要があります。
5 認定申請日以降の事業対象者のサービス利用について	基本チェックリストによりサービス事業対象者として介護予防ケアマネジメントを申請し、総合事業のサービスを利用していたものが、要支援認定申請を行い、介護予防支援の暫定プランに基づいて総合事業の訪問型サービスと福祉用具貸与を利用していたところ、要介護1と判定された場合の総合事業サービス費用について	要介護認定は申請日に遡って認定有効期間が開始し、また要介護者は総合事業を利用することができない。そこで、総合事業のサービスを利用した事業対象者が要介護状態となつたことにより全額自己負担となることを避けるため、介護給付の利用を開始するまでの間は総合事業によるサービスの利用を継続することを可能としている。 ※申請日に遡って要介護者として取り扱う場合は、事業のサービスは利用できないため自己負担となり、福祉用具貸与のみ給付対処。申請日～認定日を事業対象者のまとめて取り扱うのであれば、総合事業の利用分を事業で請求でき、福祉用具貸与が自己負担となる。(参考:「介護予防・日常生活支援総合事業ガイドライン案」についてのQ&A【平成27年3月31日版】問4)